

No. 44 1992. 12. 25

## OTAレポート/1992

### FINDING A BALANCE

1. 米国議会の技術評価局(Office of Technology Assessment, OTAと略称される)が1992年5月に“Finding a Balance: Computer Software, Intellectual Property and the Challenge of Technological Change”(「コンピュータ・ソフトウェア、知的財産権及び技術的進歩の挑戦」)と題する200頁を超えるレポートを発表していることは御存知の方も多と思われる。

OTAはこれまでも、1986年4月「電子・情報時代の知的所有権」、1990年3月「コンピュータ・ソフトウェアと知的財産権」の2度レポートを発表しており、ソフトウェア関連の法律問題につき洞察と積極的な提言を行なってきた。

ソフトウェア情報センターでは、今回の報告書の資料的価値は我が国においても大きいと判断し、OTAに翻訳の許諾を求めたところ、この度快諾を得たので可及的速やかに本レポートの全部又は一部を翻訳し刊行したいと考えている。

#### 2. 選択肢の紹介

今回のSLNでは、本レポート中、OTAが諸問題につき議会の取り得る手段として幾つかの選択肢を提言しているので、その部分を訳出してご紹介の一端としたい。

①コンピュータ・プログラムの機能的側面が著作権の保護範囲の決定につき困難な問題を提起していることについて

1.1 a

著作権法102条の「著作権の保護対象」についての現行の文言を拡張して〔コンピュータ言語／アルゴリズム／設計仕様／ユーザ・インタフェースその他のインタフェース／．．．〕は著作権の保護対象とする。

1.1 b

著作権法102条の「著作権の保護対象」についての現行の文言を拡張して〔コンピュータ／アルゴリズム／設計仕様／ユーザ・インタフェースその他のインタフェース／．．．〕は著作権の保護対象とはならない、とする。

1.2

「コンピュータ・プログラム」を言語著作物として扱うのを止め、著作権法中に別個のカテゴリーを作る。

1.3

「コンピュータ・プログラム」を言語著作物のカテゴリーにとどめるが、言語著作物としての著作権保護の範囲をプログラムが稼働している際の動きや「インタフェース」には及ばず、(テキストとしての)コードにとどまるとする限界を立法化する。動きやインタフェースを補足的な新規立法でカバーすべきか否か決定する。

1.4

「コンピュータ・プログラム」の著作権保護を止め、新規な枠組みによる保護に代える。これにはプログラムコードの他、プログラムの機能性及び設計の他の要素を含む。

1.5

著作権局に命じて、ソフトウェア製造者、ユーザ、教育者、国民団体の代表者の援助を受け、プログラムの「フェア・ユース」及びプログラムの「利用における必須のステップ」について実践的なガイドラインを作成させる。このガイドラインでは、どのようなリバース・エンジニアリングの慣行(それがあるとすれば)が許容されるか否かの問題も扱う。

1.6

コンピュータ・プログラムの「フェア・ユース」及び117条に関して一殊に未公表作品(オブジェクト・コードが「公表」されているがソース・コードがトレードシークレットの場合)及びリバース・エンジニアリングに関して一ガイドラインを立法する。

②ソフトウェア関連の発明及びアルゴリズムの特許保護の決定が困難であること。米国特許商標局はこの分野の技術の申請を審査するに際し技術的、制度的挑戦を受けている。

2.1

特許の保護対象の定義を改良して裁判所及び特許商標局に指針を提供する。立法では、ソフトウェアに実現されたプロセス又は「数学的アルゴリズム」がどの程度保護対象となるか又はならないかを扱いうる。また立法は研究、教育目的などの特別の例外の問題にも言及しうる。

2.2

特許法からソフトウェア関連発明及び／又はアルゴリズムを排除し、ある種の発明については特許法の枠組で独自立法による保護を創設する。この立法は保護期間を短くすること、発明性についての基準を低くすること、及び／又は侵害についての特別な例外を設けることも検討する。

2.3

特許性のない先行技術の（公的又は私的な）補完的記録施設の設定を奨励する。

2.4

推進中の自動化プログラムに、フラグ立て、クロス・インデックスなど、データ検索のためのよりよい手段を含めるようにP T Oを奨励する。スタッフと専門性の変化を予期し計画するとともに、技術の「ホット」な領域における活動及び動向をモニターするためにこの改良されたデータベース及び先行技術へのアクセス増加を活用するようにP T Oを奨励する。

2.5

精度の高い審査を期するために、資金、訓練、またP T O審査官への支援を改善するためのP T Oの推進中の努力を奨励する。審査の精度は審査基準の明確性と審査官の訓練及び支援に依存する。

2.6

審査基準の明確化、分類システムの開発、技術的変化の予期、先行技術データベースの改良、及び審査官の適切な資格決定に際し、ソフトウェア業界からのインプットを求め続けることをP T Oに奨励する。P T Oの実務及び基準をソフトウェア業界に伝達するための努力を拡大する、殊に連邦巡回控訴裁判所（C A F C）の新しい判決が出た後には。

2.7

先行技術におけるギャップがあるから、ソフトウェア分野において新たに発行された特許に対して異義申立を促進するか、又は発行前の異義申立の手続を確立する。

## 2.8

申請の滞留と係属の問題、及びソフトウェアの市場生命が短いこともあるので、特許を発行するしないにかかわらず、出願の18ヵ月後に公開するか又はソフトウェア関連特許出願についての係属期間を18ヵ月に短縮するためにPTOにリソースを供給する。

- ③デジタル情報、特に著作物のいくつかの異なるカテゴリからミックスされたメディア作品の図書館及び他の開発者及びユーザが直面している複雑な問題

### 電子形式作品の使用

#### 3.1

電子形式の作品についての賃貸、リソース共有、図書館同士の貸出、記録及び保存目的の複製行為、及び図書館利用者のための複製に関する「フェア・ユース」基準を明確化する。

#### 3.2

電子形式の作品の「フェア・ユース」、及び何が「複製行為」、「読取行為」又は「使用行為」を構成するかに関して、立法による指針を確立する。

#### 3.3

電子情報の提供者及びユーザの支援のもとに、電子形式の作品の「フェア・ユース」、及び何が「複製行為」、「読取行為」又は「使用行為」を構成するかに関して実践的な指針を設定し頒布することを著作権局に指示する。

### マルチメディア作品

#### 3.4

ミックスされたメディア作品の著作権保護に関する扱いを明確にする。

### 許諾及びロイヤルティ回収

#### 3.5

著作権者の団体のために、ロイヤルティ回収代行機関を創設するか、又はこれを設置するための私的努力を奨励する。

(了)